

第2回農業災害補償制度検討会会議次第

日 時 平成13年12月14日(金)

13時30分～16時

場 所 農林水産省特別共用会議室

(郵政事業庁2階)

1 開 会

2 資 料 説 明

- ・第1回農業災害補償制度検討会における委員要求資料
- ・農業災害補償制度に係る検討項目(案)
- ・農業災害補償制度検討会スケジュール(案)

3 質疑・意見交換

4 閉 会

第 1 回農業災害補償制度検討会における委員要求資料

農作物共済の全相殺農家単位方式の地域指定基準について

- ・ 農作物共済の全相殺農家単位方式は、農林水産大臣が指定する地域においてのみ実施することを基本としている。
- ・ 農作物共済の全相殺農家単位方式の地域指定は、地域内の乾燥調製施設（カントリーエレベーター等）を利用する農家等が一定規模以上の場合に行われることとされている。
- ・ なお、水稲又は麦について、5 ha以上の耕作面積（水稲の場合は生産調整水田を含む。）を有する農家で、乾燥調製施設の計量結果等で収穫量が適正に把握できる者は、地域指定によらず農家ごとに全相殺方式に加入することができる（個人全相殺方式）。

農作物共済の全相殺農家単位方式における地域指定基準

1 水 稲

次の基準のいずれか一つに該当すること

水稲のおおむね全量を乾燥調製施設に搬入する組合員等（以下「施設利用組合員等」という。）の数が、当該地域内の水稲耕作組合員等の総数のおおむね70%以上であること

水稲の施設利用組合員等の引受面積の合計が、当該地域内の水稲の引受面積のおおむね80%以上であり、かつ、

- ア 水稲の施設利用組合員等の数が100戸以上であるか、又は
- イ 当該地域の水稲の引受面積が100ha以上であること

2 麦

次の基準のいずれか一つに該当すること

次の基準のいずれか一つに該当すること

ア 麦の施設利用組合員等の数が、当該地域内の麦耕作組合員等の総数のおおむね70%以上であること

イ 麦の施設利用組合員等の引受面積の合計が、当該地域内の麦の引受面積のおおむね80%以上であり、かつ、

- （ア）麦の施設利用組合員等の数が50戸以上であるか、又は
- （イ）当該地域の水稲の引受面積が30ha以上であること

当該地域で収穫された麦のうち農産物検査法に基づく検査を受けた数量が、当該地域の麦の総収穫量の90%以上であること

農作物共済における引受方式の選択状況について

(1) 水稲の引受方式の選択状況

- ・ 全国の引受面積の構成割合では、一筆方式が78%を占め、次いで半相殺農家単位方式が13.8%、全相殺農家単位方式が8.2%の順となっている。

(2) 麦の引受方式の選択状況

- ・ 全国の引受面積の構成割合では、全相殺農家単位方式が39%を占め、次いで一筆方式が34.3%、災害収入共済方式が26.6%、半相殺農家単位方式が0.1%の順となっている。

水稲の引受方式別引受面積の状況（平成13年産）

引受方式	引受面積 (ha)	構成割合 (%)
一筆方式	1,193,431	78.0
半相殺農家単位方式	211,752	13.8
全相殺農家単位方式	124,801	8.2
合計	1,529,984	100.0

- (注)・ 半相殺方式の実施県は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県及び群馬県である。
- ・ 全相殺方式の実施県は、北海道、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、島根県、熊本県及び大分県である。

麦の引受方式別引受面積の状況（平成13年産）

引受方式	引受面積 (ha)	構成割合 (%)
一筆方式	72,782	34.3
半相殺農家単位方式	89	0.1
全相殺農家単位方式	82,709	39.0
災害収入共済方式	56,448	26.6
合計	212,028	100.0

- (注)・ 半相殺方式の実施県は、山形県及び群馬県である。
- ・ 全相殺方式の実施県は、北海道、群馬県、長野県、福岡県及び熊本県である。
 - ・ 災害収入共済方式の実施県は、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、富山県、福井県、岐阜県及び大分県である。

果樹共済の引受率について

(1) 果樹共済の引受率

- 果樹共済の引受率は、樹種ごと、地域ごとに差異はあるものの、平成12年度の引受率は全国平均で23.7%となっている。

(2) 引受率が低い理由

- 果樹共済の引受率が低い主な理由としては、

果樹農家は、樹種や品種など多様な栽培形態により危険分散を図っていること

防風ネット等の防災施設が普及してきたこともあり、地域によっては大きな被害が少ないこと

果樹は他作物に比較して価格が高いこと等により共済掛金が高くなっていること

などが挙げられるのではないかと。

- なお、大きな災害が発生した翌年には、引受率が上昇する傾向もある。

(参考) 10a当たり共済金額、農家負担共済掛金
(平成12年、全国平均)

	共済金額	農家負担共済掛金
果樹	259千円	8,128円
水稲	94	1,523
麦	43	2,634
畑作物	69	2,159

果樹共済の樹種別引受率(収穫共済、平成12年度)

樹種	引受面積 (ha)	引受率 (%)
うんしゅうみかん	12,730	21.6
なつみかん	619	16.1
いよかん	4,118	51.8
指定かんきつ	1,703	16.7
りんご	13,262	30.2
ぶどう	1,935	11.7
なし	4,811	29.6
もも	1,351	14.9
おうとう	583	23.7
びわ	66	4.3
かき	3,204	21.4
くり	1,894	18.0
うめ	1,698	31.3
すもも	264	18.0
キウイフルーツ	265	21.4
パインアップル	55	10.9
合計	48,557	23.7

主要果樹の主産県の引受率(平成12年度)

樹種	県名	引受率 (%)
うんしゅうみかん	愛媛県	53.0
	和歌山県	42.2
	静岡県	2.5
りんご	青森県	33.4
	長野県	20.3
	岩手県	40.9
ぶどう	山梨県	18.9
	長野県	9.5
	山形県	7.0
なし	鳥取県	53.0
	茨城県	27.1
	福島県	12.6

肉豚共済の引受率について

(1) 肉豚共済の引受率

- 肉豚共済の引受率は、地域ごとに差異はあるものの、平成12年度の引受率は全国平均で14.4%となっている。

(2) 引受率が低い理由

- 肉豚共済の引受率が低い主な理由としては、

飼養管理技術の進んだ農家においては、生産が比較的安定していること

飼養群単位の引受方式では、大規模農家については引受頭数の現地確認が相当煩瑣となるとともに、衛生上の問題から豚舎への頻繁な立ち入りを嫌う農家が多いこと

引受及び事故発生時の頭数確認を確実にを行う必要があるが、事務処理体制が不十分な組合等で対応が困難な場合があること

などが挙げられるのではないか。

(参考) 肉豚共済に係る平成11年の制度改正

近年の肉豚経営は一貫経営（自ら母豚を飼養し、出生した子豚を肥育・出荷する経営）が大勢となってきていることから下記の改正を行い、12年度から実施。

ア 加入日齢の引下げ

離乳の日以降の子豚に保険ニーズがシフトしている状況を踏まえ、「出生後第50日の日」を「出生後第20日の日」に引下げ。

イ 年間一括で引き受ける引受方式の試験的導入

飼養群単位の引受方式に加えて、飼養頭数を確実に把握できる農家を対象として、農家の飼養する肉豚全体を年間一括で引き受ける方式を試験的に導入。

肉豚共済の主要県の頭数引受率（平成11、12年度）

（単位：％）

県名	11年度	12年度
鹿児島県	1.6	2.3
宮崎県	36.3	33.3
群馬県	-	0.8
茨城県	-	0.0
北海道	3.2	5.9
千葉県	87.5	86.6
愛知県	0.3	0.2
青森県	-	-
岩手県	0.4	1.9
栃木県	-	-
沖縄県	-	-
熊本県	3.7	3.6
秋田県	0.2	0.0
福島県	2.5	-
宮城県	-	0.9
愛媛県	8.0	8.3
新潟県	24.8	20.3
長崎県	60.8	60.9
静岡県	-	-
山形県	68.1	83.2
埼玉県	-	-
全国	12.6	14.4

（注）飼養頭数が15万頭以上の県を主要県とした。

農業災害補償制度に係る検討項目（案）

（第1回検討会を踏まえた整理）

平成13年12月

- 1 本資料は、第1回農業災害補償制度検討会における委員発言、農林水産省がこれまで把握している農災制度に係る農家等の要望（平成11年度から平成12年度にかけて実施した現地検討会での要望）を踏まえ、今後の具体的な課題の検討に資するよう、項目を整理したものである。
- 2 具体的な課題の検討を進めて行くに当たっての共通の留意事項として、第1回検討会において、委員から以下のような発言があった。

検討に当たって、加入促進につながり、安定した事業運営が可能となるかどうかについて留意することが必要。

検討に当たって、事業運営コストの増加について留意することが必要。

厳しい財政事情を踏まえれば、それぞれの項目について、早急に措置すべきもの、そうでないもの等に留意しながら検討を進めていくことが必要。

共済メニューの多様化については、農家負担・財政負担の増加について留意する必要があるとともに、農家負担・財政負担軽減の観点から、安い掛金負担で最小限の補償を行う考え方も必要。

共済は、保険の仕組みを利用するものであり、保険として実施が可能かどうか検証することが必要。

- ・ 保険として実施が可能かどうかについては、極めて専門的・技術的な領域に属するものであることから、実務者検討会において検討を行うことが適当であると考えられる。

項 目	背 景 説 明	備 考
果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害収入共済方式及び全相殺方式の実施要件の緩和（果樹共済及び畑作物共済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害収入共済方式及び全相殺方式は、農林水産大臣が指定する地域において実施。 ・ 指定地域以外の地域の農家は、同方式に加入ができない状況。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地単位引受方式の導入（果樹共済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹共済は、農家単位引受方式(全相殺方式、半相殺方式及び災害収入共済方式)による引受に限定。 ・ 果樹経営においても大規模経営が進展。大規模な果樹経営では、災害リスクに対する危険分散を樹園地間でも図っている状況。 ・ 農業経営の安定という観点からは、損害評価は農家単位に行うのが合理的。また、共済金の支払い機会が増え、掛金負担が増嵩。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害評価の合理化（果樹共済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害評価は大きな労力により実施している状況 ・ 損害評価の合理化を図るため、青色申告等の税務書類を活用するなど損害評価の手法について検討が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆の一筆引受方式の導入(畑作物共済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆は、生産調整の拡大に伴い、転作作物として水田での作付けが増加。 ・ 水稲は一筆方式による引受けが主体。水田営農の一環として作付けされる大豆について、一筆方式を選択できない状況。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆の品質低下に対する補償について（畑作物共済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆は、生産調整の拡大に伴い、転作作物として水田での作付けが増加。 ・ 大豆の本作化への取組も進展。農家の水田営農に占める位置付けが上昇。 	

<ul style="list-style-type: none"> 一括加入の在り方（畑作物共済） 	<ul style="list-style-type: none"> 畑作物共済は、輪作体系の維持等の観点から、対象とされている作物は一括して加入。 畑作物共済の対象作物の中には輪作体系をとらない作物も存在。 	
<ul style="list-style-type: none"> 施設の大型化等に対応した共済掛金国庫負担の拡大（園芸施設共済） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸農業は、経営規模の拡大に伴い、施設の大型化・高額化が進展。 共済掛金の国庫負担は、農家ごと及び年度ごとに共済金額の一定額（現行4千万円）までが限度。 	
<ul style="list-style-type: none"> 園芸施設の新価補償の導入（園芸施設共済） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸農業は、施設の大型化・高額化の進展に伴い、被災施設の再建に多額の費用が必要。 実際の損失ではない減価償却分まで補てんすることとなる。 農家は、税法上、毎年、農業所得から施設の減価償却分を控除。 	
<ul style="list-style-type: none"> 農家ニーズに対応した共済目的（多目的ネット）の追加（園芸施設共済） 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹の防ひょう等を目的として多目的ネットが普及。 台風等により被害が生じている状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地検討会要望
<ul style="list-style-type: none"> 園芸施設の被災後の取片付け費用に対する補償について（園芸施設共済） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸農業は、施設の大型化・高額化が進展。 台風等により倒壊した施設の取片付けに多額の費用が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地検討会要望

<p>家畜共済関係</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方（補償範囲の限定） 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の多頭飼養化の進展に伴い、農家の掛金負担が増加するとともに、小さなリスクを自己の経営内部に吸収できる農家が増加。 このような中で、飼養管理技術の差により、事故率が農家ごとに大きく差が生じている状況。 家畜の多頭飼養化に対応した農家の掛金負担の軽減。 	
<ul style="list-style-type: none"> 農家ニーズに対応した共済目的（乳牛の 	<ul style="list-style-type: none"> 酪農経営において、乳用種の母牛から生産されるF1（交雑種）及び 	

子牛・胎児)の追加	E T (受精卵移植)が増加し、その子牛の価値が上昇。	
・豚の掛金国庫負担割合(4割)の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 豚以外の家畜の国庫負担割合は5割。 養豚経営は、他の畜産経営と比べて大規模化が進展。災害リスクを経営の中で吸収が可能な場合が多い実態。 	
・家畜共済の補償範囲(損害予防に係る費用)の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多頭飼養化の進展に伴い、農家意識は事故発生の未然防止に及び、予防コストが増大。 予防に対する取組は農家ごとに大きな差異。不慮の事故とは言えない経常コストを補てんすることとならないか。 	
・市場取引の実態に対応した肉牛の胎児価額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 肉牛の胎児価額は、母牛価額を基礎として算定(母牛価額の2割)するため、母牛の加齢に伴って低下。 実際の子牛価額は、母牛価額に関係なく取り引きされている実態。 	・現地検討会要望

農作物共済関係等		
・災害収入共済方式及び全相殺方式の実施要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 災害収入共済方式及び全相殺方式は、農林水産大臣が指定する地域において実施することが基本。 指定地域以外の地域の農家は、同方式に加入ができない状況。 <p>〔なお、現在、全相殺方式においては、5ha以上の耕作面積を有する農家で、乾燥調製施設の計量結果等で収穫量が適正に把握できる者も対象。〕</p>	
・引受方式・補償割合の農家選択の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 一筆方式及び半相殺方式は、農業共済組合等の単位で選択。補償割合も引受方式ごとに固定。 農家の保険ニーズが多様化している中で、農家が引受方式及び補償割合を選択できない状況。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲の品質低下に対する補償について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲共済は、自然災害等による収量の減少を補てん。 ・ 品質の高い米に対する市場ニーズが定着。近年、高温障害やカメムシの大発生により水稲の品質低下(等級落ち)が拡大。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲の一筆方式の足切割合(3割)の引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備が進展しており、大区画ほ場では3割を超える減収の発生頻度が小さい。 ・ 一筆方式より足切割合の小さい引受方式(半相殺方式及び全相殺方式)が存在。 ・ 足切割合が大きくとも少ない共済掛金で加入できる途を開くべきとの意見もある。 ・ 共済金の支払機会が増え、掛金負担が増嵩。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の基準収穫量の設定や損害評価の基準となる篩目(ふるいめ)の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米に係る基準収穫量の設定及び損害評価の収量基準については、1.7mmの篩目(ふるいめ)を使用。 ・ 米の流通実態は、これ以上の篩目により調製するケースが増加。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦は、平成13年産から災害収入共済方式を試験的に実施。 ・ 麦は、播種期(春まき・秋まき)別及び麦種(二条大麦、小麦等)別に被害実態が異なる状況。麦の災害収入共済方式ではこのような区分がない現状。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当然加入制の在り方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の耕作規模以上の米麦作農家は当然に加入。 ・ 加入に関する農家選択の幅を拡大する観点から、加入を任意にすべきとの意見。 ・ 一方、保険母集団の確保、逆選択の防止、共済団体の安定的な運営の観点や我が国の集落の現状から見て、当然加入制が必要であるとの意見。 	

・ 農業共済団体の業務運営の在り方について

- ・ 農業共済は、専門用語が用いられており、より分かりやすい形での加入推進が必要。
- ・ 共済金の支払がない場合でも、農家の求めがあった場合、損害評価結果等の提示が必要。
- ・ 共済獣医師の農家サービスの向上について
- ・ 無事戻しに対する共済団体の評価について
- ・ 地域農業振興という観点からの農業共済団体の役割・在り方について
- ・ J A ・ 土地改良区 ・ 農業共済団体等農業団体相互の関係について
- ・ 農業共済組合等の区域について
- ・ 任意共済（建物共済等）について

(参 考)

農業災害補償制度現地検討会（平成11、12年度）について

農林水産省は、平成11年度及び12年度において、農家、団体、行政それぞれの立場から、生産現場の保険ニーズ、問題点等を明確化するため、農家、県、市町村、農業共済団体及び農協等関係機関を対象に意見交換を目的とした農業災害補償制度現地検討会を全国9か所で開催した。

農業災害補償制度現地検討会の開催状況

- ・平成11年度開催（4か所：北海道、栃木県、新潟県、宮崎県）
- ・平成12年度開催（5か所：青森県、茨城県、長野県、愛媛県、熊本県）

農業災害補償制度検討会スケジュール（案）

日 程	事 項
平成 13 年 11 月 22 日(木)	第 1 回農業災害補償制度検討会 ・ 農災制度の現状と課題 ・ 検討の視点
12 月 14 日(金)	第 2 回農業災害補償制度検討会 ・ フリートークン及び検討項目の整理
平成 14 年 2 月～	第 3 回農業災害補償制度検討会 ・ 果樹・畑作物・園芸施設共済の課題と対応方向 第 4 回農業災害補償制度検討会 ・ 家畜共済の課題と対応方向 (現地視察を検討中) 第 5 回農業災害補償制度検討会 ・ 農作物共済等の課題と対応方向
春～夏	実務者検討会（計 3 回程度）
～ 秋頃	第 6 ～ 8 回農業災害補償制度検討会 ・ 実務者検討会の検討内容の報告 ・ 論点整理 ・ 取りまとめ